科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年 6 月15 日現在

機関番号: 12611

研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2009 ~2011 課題番号:21500718 研究課題名(和文)

ディーセント・ワークと企業の社会的責任―日英比較による生活

研究課題名(英文)

Decent work and Corporate Social Responsibility

研究代表者

斎藤 悦子 (SAITO ETSUKO)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・准教授

研究者番号: 90298414

研究成果の概要(和文):日本のCSRは、環境問題解決に特化され、ステイクホルダーである生活主体としての労働者・消費者・家庭人・地域住民への社会的公正性や倫理性、人権に関する取組みが遅れている。本研究は、生活主体の立場から、CSRを考察し、社会的公正性、倫理性、人権といった領域に、いかに関わることが可能かを検証した。Grosser & Moon(2006)の研究をもとに、市場、政府、市民社会という3つのアクターと日本のCSRの関係、とりわけ日本では論じられることのなかったCSRと市民社会の在り方を事例研究により明らかにした。

研究成果の概要(英文): Japanese CSR is characterized by their activities focusing on the importance of resolving environmental issues. They are involved in other activities regarding human rights for the employees, the consumers and the community. However environmental issues take more priority. This study tries to analyze CSR using a perspective of family resource management. This perspective could help improve lives. We followed the research of Grosser and Moon who showed that CSR are affected by 3 factors (Market, Government and Civil society), then we tried to find the relationship between the 3 factors and CSR in Japan. We made a model of CSR and the 3 factors focusing in civil society by using case studies.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
2010年度	700, 000	210,000	910, 000
2011年度	700, 000	210,000	910, 000
総計	2, 400, 000	720, 000	3, 120, 000

研究分野:家政学

科研費の分科・細目:生活経営学

キーワード:企業の社会的責任、生活経営学、ディーセント・ワーク、ステイクホルダー

1. 研究開始当初の背景

(1) グローバル経済が進展する中、私たちの 生活を規定する企業活動は持続的成長を図 るために様々な方策を実施している。その方 策の一つが、昨今注目されている企業の社会 的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR 以下CSRと呼ぶ)である。

(2)従来の日本のCSRは、環境問題解決に

特化され、ステイクホルダーである生活主体 としての労働者・消費者・家庭人・地域住民 への社会的公正性や倫理性、人権に関する取 組みが遅れている。

(3)生活主体へのCSRの取組みは、グローバルなCSRガイドラインとして名高いGRI (Global Reporting Initiative) の1分野であり、それはディーセント・ワークの

実現として位置づけられている。ディーセント・ワークは、生活経営学における生活資源の配分問題である家庭と仕事の両立、パート労働の条件格差に関係する。

(4)現在の生活経営学的課題をCSRと関連付け、社会的公正性、倫理性、人権といった領域にCSRがいかに関わることが可能かを検証する。

2. 研究の目的

- (1)「ディーセント・ワーク」という概念を 用い、生活実態を把握すると同時に「ディー セント・ワーク」がCSRとして真に追求可 能かを検討すること。
- (2) 英国の Grosser & Moon (2006) の研究をもとに、市場、政府、市民社会という3つのアクターと日本の CSR の関係、とりわけ日本では論じられることのなかった CSR と市民社会の在り方を明らかにする。

3. 研究の方法

- (1) 文献研究による日本のディーセント・ワークの現状を把握する。
- (2) 日英比較研究として、CSR 報告書の内容分析を実施する。
- (3) CSR と市民社会の在り方を明らかにする ために事例調査を実施する。

4. 研究成果

(1) ディーセント・ワークとしての最低賃金、ワーク・ライフ・バランス、

①最低賃金をめぐって

新日本的経営により雇用形態が多様化し た結果, 非正規労働者が増加し, 最低賃金制 度が国民のセーフティネットとして適切に 機能することが強く求められるようになっ た。2000 年以降の最低賃金額は 2001 年と 2002年を除き毎年、上昇している。この賃金 額の増加は, 2006 年までは前年額の1円~5 円程度であったが、2007年は14円、2008 年は 16 円上昇している。また、最低賃金と 関係の深いパート労働者の賃金と比較する と, 2008 年で男性パートの平均時給は 1071 円,女性パートのそれは975円であり,男性 パートの賃金は最低賃金の 1.5 倍, 女性パー トは1.3倍程度の賃金であった。時系列でみ ると、男性パートの賃金は最低賃金との差が 縮まりつつある。男性の高卒初任給(月額) は 2008 年で 16 万円,女性は 15 万 4300 円で あり,2005年以降,男女ともに上昇している。 男性の高卒初任給は最低賃金の約 1.3 倍,女 性のそれは1.2倍である。

2008年に最賃法の一部が改正され、これまで正面から取り上げられることの無かった生活保護施策と最低賃金の関係が問題視されるようになった。

各県最低賃金とその生活扶助基準額をみ

ると、最低賃金額が生活扶助基準額を下回っていたのは(2007 年データ),東京都,神奈川県,大阪府,千葉県,埼玉県,京都府,兵庫県,広島県,北海道,宮城県,青森県,秋田県の12 都道府県であった。働いた結果として得る賃金が生活保護制度における生活扶助水準額以下であるというワーキングプアの状況が改善されると同時に,「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する生活費とはどのような内容であるのかを,今一度検討する必要がある。

②雇用と賃金は企業の社会的責任

企業が法律で定められた最低賃金を支払 うことは、企業の社会的責任(CSR)であ る。企業の社会的責任とは,「企業活動のプ ロセスに社会的公正性や倫理性、環境や人権 への配慮を組み込み, ステイクホルダーに対 して,アカウンタビリティをはたしていくこ と」(谷本,2006,59)であり、日本では2003 年を契機とし、急速に拡大し今日に至る(岡 本,梅津,2006;谷本,2006)。責任を果たす べき範囲は広く,企業が社会的責任活動を情 報開示する際の世界的なガイドラインとさ れているGRI (Global Reporting Initiative) によれば、それは「経済」「環 境」「人権」「労働慣行とディーセント・ワー ク」「製品責任」「社会」の6分野で構成され ている。雇用と賃金の問題は「人権」「労働 慣行とディーセント・ワーク (ディーセン ト・ワークについては後述する)」分野に該 当する。

最賃法を知りながら違反している事業場が違反事業場の約9割に及んでいる。こうした企業については定められた最低賃金を遵守するという法令遵守の視点からCSRを厳しく追及していく必要がある。

- (2)ジェンダー平等と企業の社会的責任 一日英のCSR 報告書比較—
- ①ジェンダー問題のCSRにおける位置づけ

約7割の企業がCSR実践の参考にして いるGR I (Global Reporting Initiative) をもとにCSRとしてのジェンダー問題の 捉え方を見てみよう。GRIは米国の非営利 組織セリーズと国連環境計画との合同事業 で、持続可能性報告書における質、厳密さ、 利便性の向上を目的として作られたガイド ラインである。GRIには経済、環境、社会 それぞれのパフォーマンス指標があり、ジェ ンダーに関する問題は社会的パフォーマン ス指標の「労働慣行とディーセント・ワーク (公正な労働条件)」「人権」に位置づけられ る。より詳細には、「労働慣行とディーセン ト・ワーク (公正な労働条件)」の中の「雇 用」、「多様性と機会」の小項目、「人権」の 中の「方針とマネジメント」「差別対策」の 小項目が該当する。

近年、ダイバーシティ・マネジメントとして取り組む企業が増えているが、その際の対象労働者は女性のみならず障害者、高齢者などである。まずは、女性が職場で活躍できることは、その他の属性を持つ多様な人材を認めることに通じる。さらに、そうした様々な人材が働く企業の組織文化は、男女がそれぞれのライフ・ステージにおいて、仕事と家を加つさせること(ワーク・ライフ・バランス)が可能な多様な働き方を許容することになるだろう。

②ジェンダー問題の公表―日英企業のCS R報告書比較―

ジェンダー問題は、企業の公表資料にどのように記載されているか。CSR先進国の英国の企業と日本企業を比較し、日本企業の現状と問題点を明らかにする。

方法は Forbes の "The World's Biggest Public Companies 2006" による売上高 (sales) ランキングの中から、日本企業の上位4企業 (A~D 社)と英国企業の上位4社 (a~d 社)、を選定した。また、同ランキングの上位4社に含まれない産業で、女性従業員比率の高い小売業と金融・保険業について、日本企業としてトップにある2社 (小売業をE社、F社、金融・保険業をG社、H社とする)の計4社、英国企業としてトップにある2社 (小売業をe社、f社、金融・保険業をg社、h社とする)の計4社企業、合計16社を対象に、2006年の各企業の公表資料について、計23項目の記載を分析した

結果として、2006年当時、日本企業のジェンダー問題の情報はCSR報告書上に最も多く示されていたことがわかった。英国企業は情報の重複もあったが、ウェブサイトを最も多く利用していた。2009年現在、日本企業もCSR報告書の情報をウェブサイトにも掲載し、ステイクホルダーがCSR情報にアクセスしやすいように配慮している。

CSRとしてジェンダー問題への取り組 みを公表する際、どのような視点からそれを 伝えるのかが、内容分析で明らかになった。 本調査では、ある事象に対する情報を「目標」 「政策」「活動」「結果」に分けて分析してい る。例えば、女性管理職に関する情報を公示 する場合、それが「目標」に関するものであ るならば、「○○年までに女性管理職比率を ○%にします」という表現になるし、「政策」 ならば「女性管理職を増加させるために○○ 室を設置し、○○プロジェクトを展開しま す。」となり、「活動」に関する提示であるな らば「具体的な活動内容としてキャリア相談 を実施しています。」となり、「結果」である ならば「女性管理職数は3年前の○○人から ○○人へと増加しています」となる。日本で は、多くの企業が「政策」「活動」「結果」に 関して行っているが、「目標」情報を掲載し ている企業は4分の1であった。英国企業は 半数以上が「目標」情報を公示している。こ のことは、日本企業がジェンダー問題に関し て、目標を打ち出す積極性に欠けていること を示している。後日、日本企業に実施したイ ンタビュー調査で、「実行する自信がなければ目標を掲げることはできない」との回答を 得て、「目標」公示を躊躇する理由がわかった。日本企業の優れている点は、「結果」情報に数量データを含んでいる点である。実行したことについては、正確な数値でそれを示している。

女性の雇用形態に関して日本企業は、女性 従業員数についてほとんどの企業がデータ を提示している。しかし、女性管理職につい ては3分の1の企業しか情報を公示してい なかった。英国企業は女性管理職に関して、 全企業が記載を行っていた。このことは女性 管理職数が少ない日本企業の現実を反映し ているのだろう。様々な職種の女性の紹介や パート女性についての情報は、日本では4分 の1の企業しか公表を行っていないのに対 し、英国企業は様々な職種の女性に関しては 1社を除く全ての企業が、パート全般につい ては半数の企業が情報を提供している。一方、 ジェンダーに関する取り組み結果の情報公 示は、女性の採用や勤続年数について日本企 業の方が優れていた。また、ワーク・ライフ・ バランスについても育児に関する記載は日 本の方が多かった。しかし、賃金の平等、従 業員調査、訴訟、ハラスメント、表彰に関す る結果情報の公表を日本企業はしていない。 賃金の平等性は先述したGRI指標の中に 細分化した項目で含まれているので、なんら かの言及が必要であると考える。

CSRは企業と社会を結ぶ戦略である。CSR報告書やその他の公表資料の限られた紙面に何を記載するかは企業戦略の優先順位を公示することとなる。今回の分析において、最新の2009年版報告書は、ほとんどの企業がジェンダー問題の記載数を増加させていたが、他の分野(環境や経済)に比べるとまだ少ない。このことは日本企業においてジェンダー問題を含む人権や労働領域が重視されていないことを示している。

(3)生活経営学的考察

①CSRと生活経営学

生活経営学的課題として雇用、賃金の現状、それらのCSRにおける位置づけと現在の企業の取組を明らかにした。生活経営学的課題は、CSRの一部を構成しており、今後、CSRが重要な企業戦略となっていくのならば、生活経営学もその戦略を理解し、どのように向き合っていくかを考慮するために生活経営学としての捉えなおしが必要ではないだろうか。

そのヒントになるのが、Grosser ら(2008、17)

が示している C S R に影響を与える 3 要因 すなわち①市場、②政府、③市民社会を考察 の枠組みにいれることであろう。この 3 要因 に加筆し、今一度、企業と社会の関係をみて

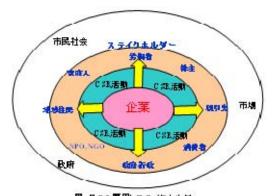


図 3つの要因とステイクホルダー ひたまのが図である

みたものが図である。

市場要因はステイクホルダーとして株主、取引先、消費者を含む。これまでの日本企業のCSRは、市場に対する影響力を強めることを第1目的としてきたと考えられる。政府要因とは行政とNGO、NPO、地域住民といったステイクホルダーを、市民社会要因とは、労働者などのステイクホルダーを含んでいる。それぞれの要因をはなく、課題によって変化する。生活経営学的なCSRの捉えなおしにおいては、日本企業がこれまで重視してこなかった政府要因とが有意義であると考える。

②政府や市民社会サイドからの新たな試み 一ワーク・ライフ・バランスへの取組:事例 研究を通じて一

東海地方にある A 市は人口約 16 万人(約 62000 世帯) で県内第2位の人口を擁する。 県内有数の産業都市として発展を遂げ、2006 年から「子育て日本一のまちづくり」をスロ ーガンに掲げ、男女共同参画行政に力をいれ ている。2000年に「A市男女共同参画プラン」 が策定され、2003 年、「A市男女共同参画推 進条例」制定、2005年に男女共同参画都市宣 言を行い、2008年に「第2次A市男女共同参 画プラン」が策定された。2009年1月には全 国男女共同参画宣言都市サミットを開催し、 この時のテーマを「はじめようワーク・ライ フ・バランス」とした。2009年8月には男女 共同参画推進審議会の下にワーク・ライフ・ バランス推進専門部会がおかれ、その実現の ための推進方策の検討が行われてきた。筆者 はA市の男女共同参画推進審議会、ワーク・ ライフ・バランス専門部会の委員を務めてき た。A 市のワーク・ライフ・バランス実現の 取り組みが、どのように検討されてきたのか をCSR、その影響要因と関連付けながら考察することにする。

A 市ワーク・ライフ・バランス専門部会は 男女共同参画推進審議会の下に位置づけら れている。そのため審議会から3人(学識経 験者、市内A企業の社会貢献チーム、市内小 学校校長)の委員が選出された。さらに、ワ ーク・ライフ・バランス問題を考慮するにあ たり、市内企業から招集された4人の委員 (市内B企業研究所、市内C企業人事部、市 内D企業人事部、市内E企業総務部)と市民 から選出された推進員2人、A市役所から3 人(人事部、子育て支援部、経済部)の計12 人で構成されている。2009年から3回の専門 部会が行われ、ワーク・ライフ・バランスの ための推進方策に関する検討がおこなわれ てきた。第1回会議では、県内の現状と課題 の抽出、2008年に実施された「市内企業等の ワーク・ライフ・バランスに関する調査」報 告、第2回会議では市内企業の両立支援制度 の現状を検討、第3回会議では推進方策案が 提出され、2010年秋より方策が実行される予 定である。

専門部会が提出した推進方策とは、I.企 業等における仕事と家庭の両立支援の取り 組みの促進、Ⅱ. 多様なニーズに対応した子 育て支援の拡充、Ⅲ. 男女共同参画によるま ちづくりの3点であり、これらを 2012 年度 までの重点項目とするというものである。C SRとの関連で検討を進めるために、特に I. 企業等における仕事と家庭の両立支援の取 り組みの促進を詳細に考察する。この重点項 目を実行するために設定された方策は、(1) ワーク・ライフ・バランスを実現させるため の制度の普及と理解浸透のための情報提供、 (2)仕事と家庭の両立に積極的に取り組む企 業等の表彰、(3)企業連携のための枠組みづ くり、(4)企業との連携による意識改革であ る。(1)については市役所が情報提供のため に企業を訪問すること、(2)については表彰 と事例の収集、(3)は企業、市民、行政によ るネットワークづくり、(4)は企業との連携 による推進事業の協同、支援が具体策として 掲げられた。

A市の取組は、2007年に国が策定した「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(以下、憲章)」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に則った地方自治体レベルでの展開ということになる。憲章にも述べられている通り、ワーク・ライフ・バランスの現状や必要性は地域によって異なるため、推進に際しては、地域の実情に合わせた方策が必要とされている。地域の実情を反映させるために、本専門部会はA市内における代表企業5社(金融系研究所を含む)の人事担当者を招集した(以下、企業委員と呼ぶ)。企業委員はA市内在住であり、A市市民でも

ある。企業委員が属する5社は、A市産業界の牽引役的役割を担い、各企業はその傘下に多くの中小企業を抱えA市の地域経済を支えている。また、特徴的なのは、5社の業種は異なるものの、相互協力関係にあり、特に人事管理面においては横並び意識が強い。したがって、ある1企業が突出することを嫌う。言い換えれば、新しい取組であるのならとが可能であるのだ。このことは、ワーク・ライフ・バランスに関わる方策を企業との連携により作成し実行する際の強みとなる。

ワーク・ライフ・バランス問題は、市内5 社においてCSRとして取り組むことが各 社のCSR報告書内に明記されている。企業 委員も各部署において取組努力をしている が、企業のみの努力では解決できない事柄も 多く、行政からの対応を必要としていた。例 えば、育児・介護に関わる行政サービスは、 広報が十分でないために利用に結びにくい。 この指摘は方策の(1)ワーク・ライフ・バラ ンスを実現させるための制度の普及と理解 浸透のための情報提供を生み出した。さらに A市産業界の特徴から(3)企業連携のための 枠組みづくり、(4) 企業との連携による意識 改革の必要性が確認され、企業、市民、行政 によるネットワークづくりと企業との連携 による推進事業の協同、支援を実施していく ことが方策として提出されたのである。

この事例を通じて、様々なステイクホルダ

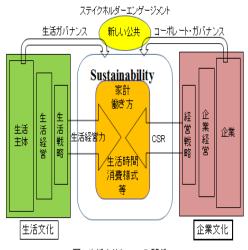


図 生活主体とCSRの関係

ーとしての生活者とCSRの関係を生活経営学的に捉え直したモデルが下図である。

(4) ステイクホルダーとしての自覚をいかに 育むか— C S R 教育の実践: 大学生向け—

これまで見てきたように、CSRは企業を 取り囲む様々なステイクホルダーとの関係 性の中で、育まれていくものである。

企業がCSRを実践することは、当該企業 が価値ある企業として社会に認められ、競争 力を持ち、生き残るために必要であり、それは日本においても近い将来、SRIと関連しながら、欠くことのできない経営戦略として機能していくであろう。このことを生活経営学的見地に立ってみるならば、筆者は価値ある企業を見抜くことのできる生活者を育成することに、より多くの力を注ぐべきではないだろうかと考える。

2009 年 7 月 21 日 (火) に昭和女子大学人 間社会学部現代教養学科の選択専門科目「社 会貢献と企業メセナ」のゲスト講師として招 かれ、「CSRとは何か一CSR報告書を読 み解く」という講義を担当する機会を得た。 本科目は、多くの企業担当者による企業の社 会貢献や企業メセナ、当該企業独自の考え方 や実践的な方法が毎回の講義の中で説明さ れていた。筆者は本科目の最終回の担当であ ったので、以下を筆者の講義の目的とした。 目的:これまで企業の社会貢献やCSR担当 者から、企業の立場からの講義を受けてきた 学生たちに、自分自身の視点(消費者、労働 者など) に立ち、企業の実施している社会貢 献やCSRを評価する力を養う。その方法と して、各社のCSR報告書を使用し、それら を読み解く力をつけることが重要であると 考えた。

①CSR 報告書を読み解く―ワークショップ― 受講生 21 人による約 60 分のワークショップを実施した。

手順は 1) グループ作り、2) CSR 報告書選び、3) GRI ガイドラインに基づくワークシートの完成、4) 発表 とし、受講生には 40 分で 1) \sim 3) を行い、最後に 1 グループ約 5 分ほどの発表を行った。

(5)全体のまとめ

日本のCSRにおいて、取組みが遅れてい る社会的公正性、倫理性、人権といった領域 を、ディーセント・ワークという概念を使用 し、生活経営学的視点で企業の現状を明らか にすることを試みた本研究は、この3年間で は解明できなかった問題を残しているが、研 究が進むにつれて、さらに調査や検討が必要 な新しい観点からのアプローチを発見した。 ディーセント・ワークが提起する問題は、 現在の日本の生活問題であり、これらをCS Rと関連づけて論じることで、生活経営学の みならず経営学分野にも一石を投じること ができるだろう。また、英国のCSRを政府、 市場、社会といった関係性から検証し、日英 比較を続けていくことは、これまで企業戦略 という位置づけで論じられてきたCSR研 究に生活者と市民社会(NGO、NPO)の

本研究が、日本のCSR研究に新たな視点を提供し、従来の生活経営学研究にも企業を巻き込んだ生活課題の改善を促すものとな

視点を加えることになる。

るよう、今後も研究を続けたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

- ①<u>斎藤悦子</u> 企業の Sustainability と共存 は可能なのか、生活経営学研究、査読有、No47、 2012、16-20
- ②<u>斎藤悦子</u> 企業の社会的責任と生活経営 学、生活経営学研究、査読有、No46、2011、 35-43
- ③<u>斎藤悦子</u> ジェンダー問題に関する日本 企業のCSR、岐阜経済大学論集、査読無、 第43巻第3号、2010、29-40
- ④<u>斎藤悦子</u> CSRとヒューマン・ライツ、 月刊金融ジャーナル、査読無、第50巻、第7 号、通巻630号、2009、16-19
- ⑤<u>斎藤悦子</u> 日本におけるCSR推進の鍵は何か―ジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスに関する調査結果から―、 日本経営倫理学会誌、査読有、第16号、2009、141-149

〔学会発表〕(計2件)

- ①<u>斎藤悦子</u> 企業の Sustainability と共存は可能なのか」日本家政学会生活経営学部会 夏期セミナーロ頭発表、2011年8月28日(於昭和女子大学)
- ②<u>斎藤悦子</u> 企業の社会的責任と生活経営 日本家政学会第62回大会ポスター発表、2010 年5月29日(於 広島大学)

[図書] (計2件)

- ①<u>斎藤悦子</u> ぎょうせい「第5章 企業」国立女性教育会館編『男女共同参画統計データブック 2012』、2012、63-74
- ②<u>斎藤悦子</u> ミネルヴァ書房、「第3章 雇用と賃金に対する企業の社会的責任」伊藤セツ・伊藤純編、『ジェンダーで学ぶ生活経済論』2010年、50-67
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

斎藤 悦子 (SAITO ETSUKO) お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科 学研究科・准教授 研究者番号:90298414

- (2)研究分担者 無し
- (3)連携研究者 無し